

5月7日 日曜窓口休止

5月7日の日曜窓口は、新庁舎への移転に伴う各種窓口システムの移転作業と開庁準備作業を行うために休止します。

■休止する窓口

市民課、納税課、保険年金課、後期高齢者・重心医療室、子育て支援課の全ての日曜窓口対象業務。

なお、出生届、婚姻届等の戸籍に関する届出は、市役所警備員室（第2庁舎1階東側出入口横）で受け付けます。

☎市民課☎922-1526☎920-1501、納税課☎922-1098☎920-1502、
保険年金課☎922-1592☎922-3178、後期高齢者・重心医療室
☎922-1367☎922-3178、子育て支援課☎922-1476☎922-3274

令和5年7月採用 職員募集

☎職員課☎922-0983☎922-3098

✉shokuinka@city.soka.saitama.jp



「だれもが幸せなまち 草加」の実現に向け、市民の声を聴き、市民と共に考え、草加の未来につながる仕事を積極的に行う職員を募集します。募集要項は職員募集ページ（QRコード）で確認を。

■募集職種 土木技師（社会人経験者等）、建築技師（社会人経験者等）、一級建築士、建築基準適合判定資格者）

■採用日 7月1日

■試験内容 SPI3試験、面接試験。面接会場は市役所関係施設等。

☎4月5日(水)までに、電子申請・届出サービスで。

有料道路における障がい者割引制度 1人1台要件緩和・オンライン申請導入

☎障がい福祉課☎922-1436☎922-1153

3月27日(月)から、有料道路における障がい者割引制度が改正され、1人1台要件の緩和と、オンライン申請が導入されます。詳細は、NEXCO東日本のホームページ（QRコード）を確認して下さい。

■1人1台要件の緩和（要事前申請） 自家用車を持たない人が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障がい者がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用になります。業務利用等自動車は対象外。

■オンライン申請の導入 自家用車を事前登録し、ETCカード（障がい者本人）の利用登録をする人は、オンライン申請が利用出来ます。申請には、マイナンバーカードの所持及びマイナポータルへの登録が必要です。



名誉市民 今井宏氏が逝去



草加市名誉市民の今井宏氏が、3月3日にご逝去されました。謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。

今井氏は、昭和45年に草加市議会議員初当選以来、市議会議員、市長4期、衆議院議員4期、総務副大臣など長年にわたり地方自治の発展並びに国政に貢献されました。治水事業や草加駅東口・谷塚駅東口の再開発事業をはじめとした都市基盤の整備を推進するとともに、国際ハーブフェスティバルや奥の細道国際シンポジウムをはじめ、市が誇る文化事業を創設するなど現在の「草加市」の礎を築かれ、その功績は計り知れないものがあります。

また、自治功労者として埼玉県表彰、旭日重光章など数々の栄誉を受け、本市ではこれらの功績と栄誉を称え、平成30年に草加市名誉市民の称号を贈りました。

4月1日 から 草加市パートナーシップ宣誓制度改正 ファミリーシップ制度を導入

☎人権共生課☎922-0825☎927-4955

多様性を認め合い一人一人が尊重される人権共生社会の実現を目指し開始した草加市パートナーシップ宣誓制度を改正し、性的少数者（身体の性別と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両性に向く人など）の困難さや生きづらさをより一層軽減出来るよう、ファミリーシップ制度を4月1日に導入します。同時に越谷市・春日部市との連携も開始します。

■パートナーシップ宣誓制度とは 性的少数者が互いを人生のパートナーとして相互に協力しあう関係であることを宣誓する制度です。市では令和3年12月20日に開始。宣誓した人には市から宣誓書受領証及び受領カードを交付します。法律上の権利・義務（婚姻、相続、税金の控除等）は生じませんが、パートナーとの関係性の説明や理解を得るための制度です。

■ファミリーシップとは 「パートナーシップの関係にある2人が、双方またはいずれか一方の子（養子含む）を家族として尊重し、継続的な共同生活を行っている関係」のことです。パートナーシップの宣誓をした人がファミリーシップを届け出ると、宣誓書受領カードに子どもの氏名を記載出来ます。

■近隣自治体との連携 パートナーシップに関する協定を締結した市町村等で転出入をした場合、簡易な手続きで制度を継続出来るようになります。

医療・介護の費用が高額になった人へ費用の一部を支給

☎草加市国民健康保険加入者…保険年金課☎922-1593☎922-3178

☎後期高齢者医療制度加入者…後期高齢者・重心医療室☎922-1367☎922-3178

介護サービス費について

☎介護保険課☎922-1421☎922-3279



■対象 令和3年8月～同4年7月に医療費と介護サービス費の両方を支払った人で、加入医療保険ごとの世帯内の自己負担額合計が右表の限度額を超えた人。

■自己負担限度額
(令和3年8月1日～
同4年7月31日)

現役並み所得者 (医療費の負担割合が3割になっている70歳以上の被保険者)	所得区分	75歳以上 後期高齢者 医療費 + 介護サービス費	70～74歳 医療費 + 介護サービス費	70歳未満 医療費 + 介護サービス費
		212万円	141万円	67万円
一般(住民税の課税世帯)	Ⅲ 住民税課税所得(※1) 690万円以上	212万円	141万円	ア 基準総所得額(※2) 901万円超 212万円
	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上690万円未満	141万円	67万円	イ 基準総所得額 600万円超901万円以下 141万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上380万円未満	67万円	31万円	ウ 基準総所得額 210万円超600万円以下 67万円
	Ⅱ 低所得者Ⅱ以外	31万円	19万円	エ 基準総所得額210万円以下 60万円
	Ⅰ 世帯全員の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額を80万円として計算)を引いた時に0円となる世帯	19万円		オ 住民税非課税世帯 34万円

※1 住民税課税所得(住民税課税標準額)は、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額から地方税法上の各種所得控除を差し引いた額

※2 基準総所得額とは、総所得金額(給与所得や事業所得等の合計額)、山林所得、土地の譲渡にかかる所得等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額

【支給対象外の費用等】

- ・総支給額が500円以下の場合や重度心身障害者医療費支給制度等で助成を受けている分は支給されません。
- ・入院時の食事代や保険適用外の費用、高額療養費や高額介護サービス費としての支給分は自己負担から除きます。
- ・同一世帯内でも、加入する医療保険が異なる場合は合算不可。

■国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の申請

対象期間内に医療保険の変更がなかった草加市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者で支給対象の人には、3月末以降に申請書を送付します。申請書と必要書類等を各担当課へ。

■その他の医療保険加入者・医療保険が変わった人

草加市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者…者医療制度に移行した人を含む)は、令和4年7月31日時点での加や、対象期間内に医療保険の変更があった人(75歳になり後期高齢…入医療保険へ必要書類等を確認の上、申請して下さい。

○PM2.5(単位:マイクログラム/m³) 最大値18.1/最小値1.1(花栗中学校内)